

許可番号 第0170049号

薬局開設許可証

氏名 株式会社フジ薬局

薬局の名称 フジ薬局オーパ店

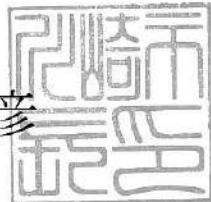
薬局の所在地 川崎市麻生区上麻生一丁目1番1号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 7年 2月 14日

川崎市長

福田 紀彦



令和 7年 3月 7日 から
有効期間
令和 13年 3月 6日 まで

調剤報酬点数表（令和6年10月1日以降、順次施行）

第1節 調剤技術料

令和6年8月30日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	
① 調剤基本料1	○	②～⑤以外、または医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中率95%超 二) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 45点
② 調剤基本料2	○		29点
③ 調剤基本料3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中率85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%超 ・月40万回超（または300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料B	-	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） 〃（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援体制加算1		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	32点
地域支援体制加算2	○	調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択8以上	40点
地域支援体制加算3		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	10点
地域支援体制加算4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等 または②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	15点
在宅薬学総合体制加算2	○		50点
医療DX推進体制整備加算1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%※1以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	※1 令和7年1月以降は 30%
医療DX推進体制整備加算2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 10%※2以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	※2 令和7年1月以降は 20%
医療DX推進体制整備加算3	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 5%※3以上 ほか、月1回まで	※3 令和7年1月以降は 10%
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 +10点／1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（〃）または原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パッピング剤、リコメンテ剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点
液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤			45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28点 15~28日分 50点、29日分以上 60点
① 内服薬あり			4点
② ①以外		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
重複投薬・相互作用等防止加算			
調剤管理加算	-	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算 1、2（～令和6年11月）	-	オンライン資格確認体制、マイナ保険証による薬剤情報等取得、6月に1回まで	加算1：3点、加算2：1点
医療情報取得加算（令和6年12月～）	-	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
① 通常（②・③以外）			
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	-	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	-	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	-	内服薬6種類以上→处方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、葉学的管理指導計画 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料	650点 320点 290点 59点
① 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで） ② 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）			
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	500点 200点 59点
① 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで） ② 主治医と連携する他の保険医の指示でも可			
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） "（所定単位につき15円を超える場合）	薬剤調製料の所定単位につき "1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	1点 10円又はその端数を増すごとに1点 所定点数の90/100に相当する点数
多剤投与時の遅減措置		

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2~9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④ 情報通信機器を用いた服薬指導	《薬局の薬剤師の場合》 } 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）	518単位 379単位 342単位 46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%

店舗名 フジ薬局オーパー店		
薬局開設許可証、薬局の管理者の氏名、住所、連絡先、営業時間（※時間外も）、緊急連絡先	<p>薬局管理者名 渡辺 有史 住所 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-1-1 連絡先 044-959-1705 営業時間 10：00～19：00 緊急連絡先 044-959-1705（夜間・休業日は電話転送）</p>	
取り扱いのある医療保険及び公費負担医療	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定 ・生活保護法に基づく指定（医療・介護） ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定 ・原子爆弾被爆者に対する救援に関する法律に基づく指定 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療） ・労働者災害補償保険法に基づく指定 ・児童福祉法に基づく指定 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定 	
服薬管理指導料	当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報を提供し、薬剤の服用に際し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の過適使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。	
個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行	当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方はお申し出ください。	
後発医薬品調剤体制加算	当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算2を処方箋受付1回につき算定しております。 ※先発医薬品を希望されるお客様は、スタッフへお申し出ください。 ※处方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。	
調剤報酬点数表一覧	当薬局は、以下の調剤報酬点数表を算定しております。	
容器代等保険外請求	<p>当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。 また、患者様ご自身で希望に基づくご自身で購入した医薬品の送料も患者様負担となります。 治療上の必要がある場合、医師の指示がなかった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。 皆様の添附につきまして原則として料金はいたたいておりません。 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。</p> <p>容器代 : 50円/個、送料910円~回</p>	
個人情報保護方針	<p>当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当薬局における調剤サービスの提供 ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握 ・病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携 ・病院・診療所等からの紹介の回答 ・患者様のご家族等への情報に関する説明 ・医療保険事業者（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答） ・薬剤師賃貸責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習 ・外部監査期間への情報提供 	
夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）	<p>当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。</p> <p>平日 : 19：00以降 土曜 : 13：00以降 日曜祝日 : 12月29日～1月3日</p> <p>また、当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は（044-959-1705）へお電話をお願いします。當業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。</p> <p>・時間外加算：基礎額の100% ・休日加算：基礎額の140% ・深夜加算：基礎額の200</p>	
在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）・住宅医療管理指導費及び介護予防在宅医療管理指導費（介護保険の場合）	当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。	
地域支援体制加算	<p>当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算を算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1200品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の販売体制 ・麻薬小売業者の免許 ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が70%以上 ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報を提供に関する体制 ・平日は一日8時間開局し、曜日は一日10時間（いずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること ・休日は一日8時間開局し、曜日は一日10時間（いずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること） ・当該薬局が開局からある時間、休日の相談応需体制を認める ・行政・在宅開局・医療機関に時間外体制周知（グループ対応可） ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制 ・保健医療・福祉サービス担当者の連携体制 ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実績・計画書様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報記録サービスの登録・情報収集 ・フレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告台帳に関する取り組み・監査体制の整備 ・カタログ登録申請書類の係る取り組み ・管理薬剤師の実務経験（薬局業務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。 	
連携強化加算		
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	<p>当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬剤師の経験3年以上 ・週32時間以上の勤務 ・当薬局1年以上在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画 <p>患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。</p>	
医療情報取得加算	当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。 医療情報取得加算・・・・6ヶ月に1回 1点	
医療DX推進体制整備加算	当薬局では次のような取り組みを行い、医療DX推進体制整備加算を算定しております。 ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。 ・マイナンバーカードを用いた電子保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。	
在宅薬学総合体制加算	当薬局は、在宅医療機器等販売業の許可を受けております。在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。	
在宅中心静脈栄養法加算	当薬局は、高密度管薬機器等販売業の許可を受けております。在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	当薬局は、麻薬小売業者の免許及び高密度管薬機器等販売業の許可を受けております。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注射ポンプによる麻薬の使用などを在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。	